

平成 2 8 年 1 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 28 年 1 月 25 日 (月曜日)

平成28年1月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成28年1月25日（月曜日） 午後2時～午後3時10分

2 開催場所 南大隅町本庁会議室

3 (1) 出席委員（17人）

会 長	3 番	橋 口 初 男
委 員	1 番	徳 留 徳 次
〃	2 番	有 川 四 男
〃	5 番	田 淵 哲 朗
〃	7 番	半 田 太 志
〃	8 番	瀬 崎 寅 蔵
〃	9 番	松 山 和 子
〃	10 番	愛 甲 博
〃	11 番	田 中 秀 実
〃	12 番	溝 田 耕 一
〃	13 番	野 村 博 己
〃	14 番	武 田 栄 一 郎
〃	15 番	持 留 志 保 子
〃	16 番	松 山 正 広
〃	17 番	富 田 良 成
〃	18 番	竹 之 内 勝 男
〃	19 番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美
 事務局次長 下園 ひとみ
 支所産業グループ長 川田原 孝二
 事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 56号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 57号 非農地証明願いに係る証明について

議案第 58号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 59号 地籍調査に伴う農地の地目調査協議について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成28年1月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は17名です。6番、横原委員が欠席の届けがありました。
よって、18名中17名の出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、1番の徳留委員と2番の有川委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の下園氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は2件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議
案書をもとに説明します。

(議案第56号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当
しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願ひします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

5番： 5番、田淵です。

議長： 5番、田淵委員。

5番： ここに図面がありますが、ここは〇〇〇集落から桜島の方の北側に進んだ所の南部開
発団地の一面です。平成7年頃に開発が行われたのですが、この際、〇〇〇さんから〇
さんが購入されて、開発と同時に名義がなおるものと〇さんは思ってたようです。
最近、名義がなおっていないということが判って、この団地は中間管理機構に貸
し出しをしたところですが、その時に名義がなおっていないのが判ったみたいで、今回
申請されたということです。現在は牧草が植えてあります。5年程前から〇〇〇〇〇さ
さんが借りて牧草を植えてありまして、特に問題はないと思われます。

議長： ありがとうございます。これより、質疑にはいります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第56号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第56号受付番号1番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第56号受付番号2番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： (議案第56号 受付番号2番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくをお願いします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

10番： 10番、愛甲です。

議 長： 10番、愛甲委員。

10番： 1月20日、午前8時より申請人の〇〇さんと現地調査を行いました。申請地は〇〇〇集落の〇〇〇〇センターより県道〇〇〇・〇〇線の信号を横切り、〇〇〇集落方面へ50m程下ったところでした。現在、隣接の〇〇さんが耕作されて、里芋等が植えられ、空地は綺麗に耕運されていました。調査の意見といたしまして、譲渡人が高齢で農業ができなくなったことから、子供も県外で農業に従事の見込みもないことから、縁故者の〇〇さんへ所有権移転の運びとなったそうです。所有権移転後は〇〇さんと話し合っ〇〇さんが耕作を行うということでした。皆さんの審議をよろしく願いいたします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑にはいります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第56号受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第56号受付番号2番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第57号 非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは8ページの議案第57号の議案書をご覧ください。
今月の非農地証明願いに係る証明の申請は1件です。議案書をもとに説明いたします。

(議案第57号 受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

10番： 10番、愛甲です。

議長： 10番、愛甲委員。

10番： 1月20日、午前9時より事務局、松山正広委員、申請者と現地調査を行いました。現地の状況といたしましては、申請地の〇〇〇〇番は県道の〇〇〇・〇〇線の〇〇〇を登りきった所の、北へ行けば〇〇〇の〇〇公園への反対の農道を1km程はいった所でした。調査の意見といたしまして、20年以上前から杉林と記載してありますが、杉は殆どなく、現地へ通じる農道等もなく雑木、から竹等が生い茂って重機等も入れられず農地への復旧は困難であると思われました。皆さんの審議をよろしく願いいたします。

議長： ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第57号受付番号1番は、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第57号受付番号1番は非農地として証明することに決定いたします。

議長： 次に、議案第58号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 13ページの議案第58号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第58号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議長： これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

11番： 11番、田中です。

議長： 11番、田中委員。

11番： 公社への分は、茶2kgとか米1俵とか書いてありますが、この面積での賃借でしょうか。

事務局： 記載の面積にたいしての茶2kgとか米1俵になります。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第58号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第58号は計画のとおり決定いたします。

議長： 次に議案第59号 地籍調査に伴う農地の地目調査の協議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 21ページの議案第59号の議案書をご覧ください。町長より地籍調査に伴う農地の地目調査協議について意見を求められております。それでは議案書をもとに説明します。

(議案第59号の議案書をもとに朗読及び説明)

別紙で地籍調査に伴う現況確認ということでお配りしておりますが、ここの台帳地目が現在、田・畑になっているものを認定地目の欄に記載の地目に地籍調査の結果、変更をお願いするものです。今回の地籍調査が行われた所が間泊から郡、古里の所で、農業振興地域には入っておりませんでした。

以上、よろしく申し上げます。

議長： ただ今、事務局より説明がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

2番： 2番、有川です。

議 長： 2番、有川委員。

2 番： 所有者住所欄が空欄になっていますが、地目変更等をする場合は本人の承認印は
ないのでしょうか。

事務局： 住所が空欄の所は、所有者の名前を見ればお解りのように、生存されていない方
になります。大分、昔の方の名義で住所が判らない方になります。そういう方は、地籍の係
の方で戸籍を調査し、相続人や納税管理人の方に立ち合いを依頼するので、そういう方
が承認印を押されていると思います。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第59号について、原案のとおり承
認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第59号は原案のとおり承認し町長に意見を送付します。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。
次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について

②行事予定について

議 長： よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成28年1月南大隅町農業委員会
定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員